

## 集落営農法人化等緊急整備推進事業（新規）

【5,354百万円】

### 対策のポイント

集落営農の法人化を進めるため、経営分析や戦略プランの作成等の活動や法人化に伴い必要となる農業用機械・施設等の導入を支援します。

集落営農の組織化が進まない地域において、組織化の際に必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。

集落内にリーダーとなる人材がおらず、法人化や組織化が進まない地域に、先進的なリーダー等を一定期間派遣し、法人化等に向けた取組を促進します。

### （集落営農について）

集落営農とは、集落単位で、高齢者や小規模な農家が集まって、農作業を共同化、機械を共同利用することによって効率的な営農を目指そうとする取組であり、農林水産省が実施している集落営農実態調査によると、平成20年2月1日現在で、13,062の集落営農が存在します。

### 政策目標

担い手の育成・確保

<平成20年>

<農業構造の展望（平成27年）>

集落営農 約1万3千

効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

### <内容>

#### 集落営農の法人化を進めるため

法人化に必要な経営分析・戦略プラン等の作成等に係る活動や農業用機械・施設等の整備に要する経費、法人化が進まない地域への先進的な集落リーダー等の派遣に要する経費を助成します。

#### 既に法人化した組織の経営安定を図るため

経営の多角化等に必要な戦略プラン作成、新規作物導入や加工・販売部門への進出に向けた栽培実証や試験販売等に要する経費や農業用機械・施設等の整備に要する経費を助成します。

#### 集落営農の組織化を進めるため

担い手不足地域等で、集落営農を組織化した際に必要となる農業用機械・施設等の整備に要する経費、組織化が進まない地域への先進的な集落リーダー等の派遣に要する経費を助成します。

### 1 集落営農法人化等緊急整備事業（整備費補助金）

集落営農の法人化や、担い手不足地域で集落営農の組織化を進めるため、これらの取組に必要な農業用機械・施設等を整備しようとする場合、その整備に要する経費の1/2を助成するとともに、当該機械・施設等のオペレーターの技術習得等に係る経費の一部を助成します。

### （補助対象施設）

コンバイン、トラクター等の農業用機械

畦畔整備、区画整理等の基盤整備

乾燥調製貯蔵施設

水稻、野菜等の育苗施設

野菜・果樹等の集出荷施設、冷蔵施設等  
農畜産物の処理加工施設  
堆肥製造施設  
直売所や地場食材供給のための施設  
農業用機械について、農業用機械施設補助の整理合理化通知を適用を除外する予定

【補助率：1 / 2】

【事業実施主体：農業者等の組織する団体等（計画主体：市町村）】

## 2 集落営農法人化等緊急推進事業（推進費補助金）

### （1）集落営農法人化等支援

集落営農の法人化を進めるため、経営分析や戦略プランの作成を支援するとともに、新規作物の導入、農産物の加工・販売等経営の多角化・複合化の取組に必要な調査・分析、試験栽培や試験販売などの実証活動等に係る経費を500万円を上限に助成します。

#### （補助対象となる活動例）

法人化を目指すために必要な専門家による経営分析  
法人化・経営多角化に成功している組織の現地調査  
経営戦略・経営多角化プランの作成  
市場調査  
新規作物導入に係る栽培実証  
新商品の開発やそれに必要な加工実習  
試験販売や販売促進活動

等

【補助率：定額】

【事業実施主体：農業者等の組織する団体（計画主体：市町村）】

### （2）集落リーダー育成・確保支援

集落営農の法人化や組織化を促進するため、リーダーとなる人材がおらず、取組が停滞している地域に、他地域の先進的な集落リーダーや地域コーディネーターを、一定期間（一ヶ月程度）派遣するための経費を助成します。

都道府県当たり @ 5,763千円 × 47都道府県  
市町村当たり @ 1,458千円 × 400市町村

#### （補助対象となる活動例）

集落リーダーや地域コーディネーターの人材発掘活動  
集落リーダーや地域コーディネーターの派遣

等

【補助率：定額】

【事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会、  
地域担い手育成総合支援協議会、市町村】

〔担当課：経営局経営政策課(03 - 6744 - 2143(直))〕